

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日に
おき、
その翌日
の翌日)

目次

- ◇告 示 新たに生じた土地の確認
字の区域の変更
町の区域の新設等
保険医の登録
土地改良区の定款の変更の認可
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧
土地区画整理法による換地処分
土地区画整理事業の事業計画の変更の縦覧
公有水面の埋立ての免許の出願
- ◇公 告 准看護婦試験の実施

告 示

鳥取県告示第百八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定に

基づき、名和町長から同町の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十年一月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに生じた土地の位置（昭和四十九年六月一日現在の地番による。）	新たに生じた土地の面積
名和町大字御来屋字松崎屋敷一〇〇三、一〇〇三の三及び一〇〇四の三地先	九二六・七〇平方メートル
名和町大字御来屋字前河原二九地先	四四八・九五平方メートル
名和町大字御来屋字松崎屋敷一〇〇一、一〇〇三の二、一〇〇四の三及び一五四四の七地先	一、三九四・三九平方メートル
名和町大字御来屋字宮ノ前屋敷九一九地先	一八九・六一平方メートル

鳥取県告示第百九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、名和町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十年一月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称

同上の区域（昭和四十九年六月一日現在の地番による。）

大字御来屋
字松崎屋敷

大字御来屋字松崎屋敷の全域、大字御来屋字松崎屋敷一〇〇三、一〇〇三の三及び一〇〇四の三地先九二六・七〇平方メートル並びに大字御来屋字松崎屋敷一〇〇一、一〇〇三の二、一〇〇四の三及び一五四四の七地先一、三九四・三九平方メートル

大字御来屋
字前河原

大字御来屋字前河原の全域及び大字御来屋字前河原二九地先四四八・九五平方メートル

大字御来屋
字宮ノ前屋敷

大字御来屋字宮ノ前屋敷の全域及び大字御来屋字宮ノ前屋敷九一九地先一八九・六一平方メートル

鳥取県告示第百十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、境港市長から次のとおり町の区域を新たに画し並びに字の区域を変更し及び廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この町の区域の新設並びに字の区域の変更及び廃止は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第四項後段の規定による高松団地土地区画整理事業の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十年一月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに画する町の名

同上の区域（昭和四十九年十二月一日現在の地番による。）

誠 道 町

竹内町字藪田野地二〇九六の一、二〇九六の二、二〇九七、二〇九七の一、二〇九八、二一〇〇、二一〇一から二一〇一の三まで、二一〇七の四から二一〇七の五まで及び二一〇八の四から二一〇八の五まで、高松町字児御前九三七の一の部、高松町字夕顔畑一〇三四の一、一〇三五の一から一〇三五の一五まで及びこれらと一体をなす国有地、高松町字山西の全域、高松町字紺屋田の全域、高松町字藪田野の全域、新屋町字神内後一三七八の四、新屋町字東奥原一四一一の四、一四一一の五及びこれらと一体をなす国有地、新屋町字阿弥陀原の全域、新屋町字下深田の一 一九八四から一九八五の一まで、一九八六から一九八八の一まで及び一九八九から一九九五までと一体をなす国有地の一部、新屋町字堀ノ内のうち二一三七の二、二一八九の三の一部及び二一九四の二から二一九四の四まで以外の区域並びに新屋町字堀ノ内の一 二一八五、二一八五の一、二一八六の一、二一八六の二、二一八七の一及び二一八八から二一九二の二まで

区域を変更する字の名称

同上の区域（昭和四十九年十二月一日現在の地番による。）

竹 内 町
字 藪 田 野 地

竹内町字藪田野地のうち二〇九六の一、二〇九六の二、二〇九七、二〇九七の一、二〇九八、二一〇〇、二一〇一から二一〇一の三まで、二一〇七の四から二一〇七の五まで及び二一〇八の四から二一〇八の五まで以外の区域

高松町字児御前	高松町字児御前のうち九三七の一の一部以外の区域
高松町字夕顔畑	高松町字夕顔畑のうち一〇三四の一、一〇三五の一から一〇三五の一五まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
新屋町字神内後	新屋町字神内後のうち一三七八の四以外の区域
新屋町字東奥原	新屋町字東奥原のうち一四一一の四、一四一一の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
新屋町 字下深田の一	新屋町字下深田のうち一九八四から一九八五の五まで、一九八六から一九八八の五まで、一九八九から一九九五までと一体をなす国有地の一部以外の区域
新屋町字堀ノ内	新屋町字堀ノ内二二三七の二、二二八九の三の一部及び二一九四の二から二一九四の一四まで
新屋町 字堀の内の一	新屋町字堀の内の一のうち二八五、二一八五の一、二一八六の一、二一八六の二、二一八七の一及び二一八八から二一九二の二まで以外の区域
廃止する 字の名称	高松町字山西、高松町字紺屋田、高松町字藪田及び新屋町字阿弥陀原

鳥取県告示第百一十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のとおり保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十年一月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登 録 の 年 月 日
堀 江 裕	鳥医第一、九三〇号	昭和五十年一月二十一日

鳥取県告示第百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、西伯町土地改良区の定款の変更を昭和五十年一月二十四日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十年一月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、羽合町から羽合都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課に

おいて公衆の縦覧に供する。

昭和五十年一月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百十四号

高松団地土地区画整理事業施行地区の宅地について、昭和五十年一月二十一日換地処分を行った旨の届出があつたので、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第四項後段の規定により告示する。

昭和五十年一月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百十五号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第五十五条第十三項において準用する同法同条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理事業の事業計画の変更を公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)第三条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年一月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧期間

昭和五十年二月一日から昭和五十年二月十四日まで

二 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

三 縦覧場所

鳥取市東品治町九十九番地三、鳥取県鳥取都市開発事務所

鳥取県告示第百十六号

公有水面の埋め立ての免許の出願があつたので、公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。その願書及び関係図書は、この告示の日から起算して三週間鳥取県土木部河港課に備え置いて公衆の縦覧に供する。

昭和五十年一月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 出願人の名称及び代表者の氏名並びに住所

境漁港管理者 鳥取県 鳥取県知事 平林鴻三

鳥取市東町一丁目二二〇番地

二 埋立て区域

(一) 位置

境港市昭和町九番一地先

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び六地点と一地点を結ぶ春分秋分の満潮位(プラス六〇センチメートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

1 境港市昭和町九番一(境港港湾分庁舎)の北東端(以下「A地点」という。)から二九七度二八・二〇メートルの地点

2 A地点から三五九度一三・五〇メートルの地点

3 A地点から三五九度二二・四〇メートルの地点

4 A地点から三二度二六・八〇メートルの地点

5 A地点から九度一〇分六六・五〇メートルの地点

6 A地点から三三五度一〇分六九・一〇メートルの地点

(三) 面積

一、九〇三・五六平方メートル

(うち港湾区域 二一八・九四平方メートル)

三 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

イ 境港市昭和町九番一地先

ロ 境港市岬町四五番一 地先

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域

イ1 境港市昭和町九番一(境港湾分庁舎)の北東端(以下「A地点」という。)から二九七度二八・二〇メートルの地点

2 A地点から三五九度一三・五〇メートルの地点

3 A地点から三五九度二二・四〇メートルの地点

4 A地点から三二度二六・八〇メートルの地点

8 A地点から一度三〇分五八・二〇メートルの地点

9 A地点から一四度三〇分七九メートルの地点

10 A地点から四度一〇分一〇二・六〇メートルの地点

11 A地点から三五二度一〇分七五・七〇メートルの地点

12 A地点から三三七度四〇分七八・六〇メートルの地点

ロ1 境港市岬町四五番一一北東端(以下「B地点」という。)から

七五度二六・一〇メートルの地点

2 B地点から二八度四〇分四七・九〇メートルの地点

3 B地点から三六度四〇分五四メートルの地点

4 B地点から四七度三〇分五八・七〇メートルの地点

5 B地点から五五度二〇分七六・九〇メートルの地点

6 B地点から六四度九三メートルの地点

7 B地点から六五度三〇分一〇二・四〇メートルの地点

8 B地点から六七度一〇分一一二・八〇メートルの地点

9 B地点から六九度一三一・八〇メートルの地点

10 B地点から八一度一四六・二〇メートルの地点

11 B地点から八九度一〇分一四五・六〇メートルの地点

12 B地点から九七度一三一・二〇メートルの地点

13 B地点から九四度三〇分一二六・六〇メートルの地点

14 B地点から九五度四〇分一一一・六〇メートルの地点

15 B地点から九八度三〇分一〇七・六〇メートルの地点

16 B地点から一一二度三〇分五〇・八〇メートルの地点

17 B地点から八九度四五・九〇メートルの地点

18 B地点から八七度四〇分一二五・六〇メートルの地点

19 B地点から八四度三〇分二二五・六〇メートルの地点

(三) 面積

八、四九三・三六平方メートル

イ 二、八〇七・一八平方メートル

ロ 五、六八六・一八平方メートル

四 埋立て地の用途

岸壁用地、荷さばき所用地及び道路用地
出願年月日

昭和四十九年十二月二十三日

公 告

保健婦助産婦看護婦法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、
准看護婦試験を次のとおり実施する。

昭和50年1月31日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 試験の日時

学科試験 昭和50年3月11日（火） 午前9時から

2 試験の場所

鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県庁講堂

3 受験願書の提出期限

昭和50年2月20日（木）（郵送の場合は、昭和50年2月20日までの消

印のあるものは、有効とする。）

4 その他受験についての詳細は、鳥取県衛生環境部医務課へ問い合わせ

ること。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥 取 県

【定価 一部一箇月三百円（送料を含む。）】